

# 報告案件一覧

## 1 第三セクターの経営情報について

- |                      |      |
|----------------------|------|
| (1) ひびき灘開発株式会社       | 資料 1 |
| (2) 門司港開発株式会社        | 資料 2 |
| (3) 北九州埠頭株式会社        | 資料 3 |
| (4) 小倉国際流通センター株式会社   | 資料 4 |
| (5) ひびきコンテナターミナル株式会社 | 資料 5 |
| (6) 北九州貨物鉄道施設保有株式会社  | 資料 6 |
| (7) 北九州エアターミナル株式会社   | 資料 7 |

平成30年8月22日

港湾空港局

平成30年8月22日

港湾空港局総務課

## 第三セクターの経営情報について

報告対象団体		ひびき灘開発株式会社
会社概要	会社の事業概要	(1) 土地の造成、管理、分譲及び賃貸 (2) 倉庫等港湾関連施設の建設、管理運営及び賃貸 (3) 臨海地域開発促進に必要な諸施設の建設及び管理運営 (4) 廃棄物、浚渫土砂等の埋立処分 (5) 公害防除のための施設の建設及び管理運営公共施設の管理運営
	資本金額	1,365,500 千円
	本市の出資額	670,000 千円
	本市の出資割合	49.1 %
	従業員数	65 人
営業報告の要点		<p>廃棄物処理収入は、2,373,008 千円（前期比－2.3%）となった。収入減の理由は、企業の廃棄物再資源化に伴う産業廃棄物の搬入減によるもの。</p> <p>当期の総売上高は、2,639,025 千円（前期比－4.2%）となった。費用面では、</p> <p>売上原価の合計は、1,422,784 千円（前期比－2.1%）となった。</p>
収支状況の要点	当期純利益	734,448 千円
	前年度との比較	<p>○営業利益は、908,544 千円で、前期比 54,577 千円（－5.7%）の減益となった。</p> <p>○経常利益は、905,980 千円で、前期比 66,888 千円（－6.9%）の減益となった。</p> <p>○当期純利益は、734,448 千円で、前期比 43,819 千円（＋6.3%）の増益となった。</p>
	その他 (剰余金・欠損金、設備投資、資金調達など)	<p>○当期の設備投資で主なものは次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1期調整池築造工事 239,759 千円</li> </ul> <p>○新規資金調達 なし</p>
繰越利益剰余金		5,647,755 千円
株主総会 (平成30年6月29日開催)	監査報告	会計監査人及び監査役3名が監査を実施した結果、適法かつ正確であった。
	議案	<p>(1)決議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1号議案 取締役3名辞任につき後任取締役3名選任に関する件</li> </ul> <p>(2)報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第46期（平成29年4月1日～平成30年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件並びに会計監査人及び監査役会の監査結果報告の件</li> <li>・ 会計監査人1名再任に関する件</li> </ul>

(平成30年3月31日現在)

ひびき灘開発株式会社

平成 29 年度 経営状況報告

平成 30 年 8 月 22 日  
港 湾 空 港 局

## 第46回定時株主総会議案

日 時 平成30年6月29日(金) 16:30～

場 所 北九州市若松区本町3-5-28  
福岡ひびき信用金庫若松支店別館 会議室

### 議 題

#### 報告事項

- 報告事項1 第46期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)事業報告及び計算書類の内容報告の件並びに会計監査人及び監査役会の監査結果報告の件
- 報告事項2 会計監査人1名再任に関する件

#### 決議事項

- 第1号議案 取締役3名辞任につき後任取締役3名選任に関する件

ひびき灘開発株式会社

## 報告事項概要

報告事項1 第46期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)事業報告及び計算書類の内容報告の件並びに会計監査人及び監査役会の監査結果報告の件

第46期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)の事業報告、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書を作成し、監査役会並びに会計監査人に提出しましたところ、いずれも適法であるとの監査報告書(別添「第46期報告書」の監査報告書謄本参照)の提出がありましたので、会社法第439条に基づき別添「第46期報告書」のとおり報告いたします。

報告事項2 会計監査人1名再任に関する件

定款第41条の定めにより現会計監査人 有限責任監査法人トーマツは、本総会の終結の時をもって任期満了となりますが、監査役会から、現会計監査人の再任について決議した旨の通知がありましたことを報告いたします。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 取締役3名辞任につき後任取締役3名選任に関する件

取締役 古賀敬三氏、岩井尚彦氏及び古田和彦氏より、辞任したい旨の申し出がありましたので、補欠として後任の取締役3名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	備考 (就任年月日)
1	江本均 [redacted]日生)	昭和53年4月 北九州市入職 平成26年4月 北九州市産業経済局担当理事 平成28年3月 北九州市退職 平成28年7月 北九州市代表監査委員	新任 (平成30年7月1日)
2	三好忠満 [redacted]日生)	平成4年4月 新日本製鐵㈱(現新日鐵住金㈱)入社 平成26年11月 新日鐵住金㈱本社人事労政部人事室長 平成30年4月 新日鐵住金㈱八幡製鐵所総務部長	新任 (平成30年6月29日)
3	川原直幸 [redacted]日生)	昭和57年4月 旭硝子㈱入社 平成29年7月 旭硝子㈱人事部国内人事グループ 労務チームリーダー 平成30年6月 旭硝子㈱北九州事業所長	新任 (平成30年6月29日)

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者3名のうち、三好忠満氏及び川原直幸氏の2名は会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 江本均氏を取締役候補とした理由は、北九州市の幹部職員としての長年の実務経験から当社会社経営に適任であると判断したためであります。
4. 三好忠満氏を取締役候補とした理由は、新日鐵住金株式会社の幹部社員としての長年の実務経験から当社会社経営に適任であると判断したためであります。
5. 川原直幸氏を取締役候補とした理由は、旭硝子株式会社の幹部社員としての長年の実務経験から当社会社経営に適任であると判断したためであります。

[第46回定時株主総会提供書類]

## 第46期 報 告 書

〔自 平成29年 4月 1日〕  
〔至 平成30年 3月31日〕

事 業 報 告  
計 算 書 類

〔貸 借 対 照 表〕  
〔損 益 計 算 書〕  
〔株 主 資 本 等 変 動 計 算 書〕  
〔個 別 注 記 表〕

会 計 監 査 人 監 査 報 告 書 謄 本  
監 査 役 会 監 査 報 告 書 謄 本

ひびき灘開発株式会社  
代表取締役 古賀 敬三

第 46 期

事 業 報 告

平成29年4月 1日から  
平成30年3月31日まで

ひびき灘開発株式会社  
代表取締役 古賀 敬三

# 事業報告

自 平成29年4月 1日  
至 平成30年3月31日

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、海外経済の回復に加え、技術革新の進展等を受けて情報関連財の需要が世界的に増加する中で、日本の輸出や生産は堅調に推移し、企業収益は過去最高水準となり、個人消費や民間企業設備投資など国内需要も改善しております。

また、北九州地区の経済は、日本銀行北九州支店の管内金融経済概況によると、個人消費は緩やかに持ち直しており、設備投資については、堅調な収益動向を背景とした能力増強の動きなどがみられることから、製造業を中心に増加しております。

このような状況のもと、当社の廃棄物処理事業においては、リサイクルの推進等により、搬入量の減少傾向が続いておりますが、嵩上事業にかかる調整池築造の用材を廃棄物として受け入れたことにより、産業廃棄物の搬入量は増加しました。しかしながら、土砂については、前期にあった株主企業から発生した大口の浚渫土砂がなくなり、全体の搬入量では前期を下回ることとなりました。

当期の廃棄物搬入量は、自社部門の合計は、231千トンで、前期より28千トン(10%)の減少となりました。受託部門の合計は、132千トンで、前期より5千トン(4%)増加しました。全体では364千トンを受入れ、前期より23千トン(5%)の減少となりました。

この結果、廃棄物処理収入の合計は、23億73百万円となり、前期より56百万円(2%)減少しました。

その他事業収入として、太陽光発電事業の売電収入が1億3百万円、指定管理業務の北九州市エコタウンセンター及び北九州市響灘ビオトープの管理運営業務の受託収入がそれぞれ58百万円と41百万円、R1号倉庫の賃貸収入が19百万円、新規契約を含めた土地賃貸収入が43百万円あり、その他事業収入の合計は、2億66百万円となり、前期より8百万円(3%)増加しました。なお、今期については土地の分譲実績はありませんでした。

以上により、売上高の合計は26億39百万円となり、前期より1億16百万円(4%)減少しました。

費用面では、販売用土地売上原価がなかったことなどにより、売上原価は前期より30百万円(2%)減少しました。

以上の結果、経常利益は9億5百万円となり、前期より66百万円(6%)の減少となりましたが、法人税等の減少により、当期純利益は7億34百万円となり、前期より43百万円(6%)の増加となりました。

区 分		搬 入 量 (トン)			金 額 (千円)			
		第 45 期	第 46 期	前期比	第 45 期	第 46 期	前期比	
廃棄物 処理収入	自 社	産業廃棄物	196,159	222,761	+13%	1,573,572	1,720,206	+9%
		土 砂	63,782	8,949	-85%	314,445	28,559	-90%
		計	259,941	231,711	-10%	1,888,017	1,748,765	-7%
	受 託	産業廃棄物	54,778	69,385	+26%	405,234	507,998	+25%
		土 砂	8,789	549	-93%	36,390	2,289	-93%
		一般廃棄物	64,038	62,824	-1%	99,561	113,954	+14%
		計	127,605	132,760	+4%	541,186	624,242	+15%
	合 計		387,546	364,471	-5%	2,429,203	2,373,008	-2%
販売用土地売上高		—	—	—	68,439	—	—	
その他事業収入		—	—	—	257,881	266,017	+3%	
売 上 高 合 計		—	—	—	2,755,524	2,639,025	-4%	

(自社の土砂搬入量には無料分(第45期は35,391トン、第46期は691トン)は含んでおりません。)

なお、響灘西部事業3号地の当期末までの埋立進捗状況は、許可容量4,206千 $m^3$ の94%(全体計画容量8,418千 $m^3$ に対し47%)となっております。

#### (2) 設備投資等の状況

当期中において実施した設備投資等の主なものは次のとおりであります。

第1期調整池築造工事	239,759千円
北側2段目土堰堤築造工事	64,947千円
経理用サーバー更新	6,161千円

#### (3) 資金調達の状況

必要資金は全額を自己資金により賄いました。

#### (4) 対処すべき課題

- ・産業廃棄物の搬入量は、今後も減少傾向が続くと予測されますが、安定的な収入の確保に向けた廃棄物の営業強化と経費削減に向けて取り組んでいきます。
- ・3号地嵩上げによる廃棄物受入に必要な諸工事及び手続きの着実な実施に取り組み、円滑に廃棄物の受け入れを行なっていきます。
- ・響灘地区における新たなエネルギー産業の拠点形成に向けた北九州市の取り組みを注視し、所有土地の利活用を積極的に推進していきます。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	第 43 期	第 44 期	第 45 期	第 46 期
売上高 (千円)	3,214,751	2,901,380	2,755,524	2,639,025
経常利益 (千円)	1,123,908	808,175	972,868	905,980
当期純利益 (千円)	736,781	517,123	690,628	734,448
一株当たり当期純利益 (円)	269.78	189.35	252.88	268.93
純資産 (千円)	9,842,601	10,359,724	11,050,352	11,784,801
総資産 (千円)	12,021,949	12,636,390	12,860,716	12,955,442

## (6) 主要な事業内容

響灘地区における廃棄物処理事業

響灘地区における土地の造成分譲事業

## (7) 主要な事業所

名 称	所 在 地
本 社	北九州市若松区
響 灘 事 業 所	北九州市若松区
日 明 事 業 所	北九州市小倉北区

## (8) 従業員の状況

区 分	従業員数	対前期末増減	平均年齢	平均勤続年数
男 子	47名	4名増	53.0歳	16.0年
女 子	18名	—	38.7歳	5.9年
計又は平均	65名	4名増	49.0歳	13.2年

(注) 上記の従業員数には嘱託39名が含まれております。

## (9) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 金 残 高	借入先が有する 当社の株式	
		持 株 数	議 決 権 比 率
国 (国土交通省)	384,119 千円	— 千株	— %
合 計	384,119 千円	— 千株	— %

2. 株式会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数

2,731 千株

(2) 当期末株主数

12 名

(3) 大株主の状況

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	議決権比率
北 九 州 市	1,340 千株	49.06%
福 岡 県	55	2.01%
新 日 鐵 住 金 ㈱	322	11.79%
旭 硝 子 ㈱	161	5.89%
三 菱 ケ ミ カ ル ㈱	161	5.89%
電 源 開 発 ㈱	161	5.89%
日 本 コ ー ク ス 工 業 ㈱	161	5.89%
出 光 興 産 ㈱	161	5.89%
日 産 自 動 車 ㈱	161	5.89%
黒 崎 播 磨 ㈱	24	0.87%
㈱ み ず ほ 銀 行	12	0.43%
㈱ 福 岡 銀 行	12	0.43%

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

役 職	担当または主な兼職状況	氏 名
代表取締役社長		古 賀 敬 三
代表取締役専務	総務部・開発企画部担当	本 村 哲 也
常 務 取 締 役	技術部・事業部担当	荒 牧 滋 美
取 締 役	北九州市港湾空港局長	木 本 仁
取 締 役	北九州市環境局長	近 藤 晃
取 締 役	北九州市産業経済局長	加茂野 秀 一
取 締 役	新日鐵住金(株)八幡製鐵所 総務部長	岩 井 尚 彦
取 締 役	旭硝子(株)北九州事業所 所長	古 田 和 彦
取 締 役	三菱ケミカル(株)黒崎事業所 総務部長	五本上 和 豊
取 締 役	電源開発(株)若松総合事業所 所長代理兼 若松研究所 所長代理	有 菌 彰 二
取 締 役	日本コークス工業(株)北九州事業所 副所長	安 藤 寿 英
常 勤 監 査 役		寺 田 泰 史
監 査 役	(株)福岡銀行北九州本部 副本部長	西 村 浩 司
監 査 役	(株)みずほ銀行北九州支店 公金部長	西 村 直 喜

(注1) 監査役3名は全員、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(注2) 平成29年6月29日開催の第45回定時株主総会において、古賀敬三氏、本村哲也氏、荒牧滋美氏、権藤宗高氏、近藤晃氏、加茂野秀一氏、岩井尚彦氏、古田和彦氏、五本上和豊氏、松尾尚氏、安藤寿英氏の11名が新たに取締役に選任され就任いたしました。また、同日開催の取締役会において、取締役古賀敬三氏が代表取締役社長に、同本村哲也氏が代表取締役専務に、同荒牧滋美氏が常務取締役に選任され就任いたしました。

(注3) 取締役権藤宗高氏は、平成29年7月6日辞任により退任いたしました。

(注4) 取締役木本仁氏は、平成29年9月27日に取締役に就任いたしました。

(注5) 監査役谷口勇寛氏は、平成29年9月27日に辞任し、同日、西村直喜氏が監査役に就任いたしました。

(注6) 取締役松尾尚氏は、平成30年3月30日に辞任し、同日、有菌彰二氏が取締役に就任いたしました。

#### (2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役3名 22,421千円

監査役1名 5,160千円

(注) 上記の報酬額には、当事業年度における役員退職慰労引当金繰入額116千円が含まれております。

#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

##### (2) 報酬等の額

会計監査人の報酬等の額 5,400千円

(注) 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積もりの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行なっております。

##### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

#### 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会で決議した事項は次のとおりであります。

##### 内部統制システムの基本方針

当社は、社会から信頼される企業の実現、企業価値の継続的な向上を目指すうえで、会社法第362条及び会社法施行規則第100条に基づき、以下のとおり当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）を整備します。

なお、整備の後は、これを適切に運用するとともに、当システムの継続的改善に努めます。

##### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役会は、定款及び取締役会規則等の規程に基づき、経営上の重要事項について決定を行い、又は報告を受ける。

(2) 取締役は、取締役会における決定事項に基づき、各々の職務執行を行い、その状況を取締役に報告する。

##### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 文書規程に従い、取締役会議事録をはじめとする取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という）に記録し、適切に保存する。

なお、これらの文書等について取締役及び監査役が常時、閲覧できるようにする。

(2) 財務情報等の重要な情報についても、法令に定める方法のほか情報公開規程に基づき、適切に開示できるよう努める。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 各部長は、自部門における業務遂行上のリスクの把握・評価（リスクの洗い出し）を行い、そのリスクの軽減等に取り組む。この取組みにあたっては、それぞれの担当部署が自律的に、安全衛生、環境・防災、情報管理及び廃棄物受入管理及び財務報告の信頼性等の面から、リスクチェックを行ったうえで、各々に関連する範囲で作業標準書・作業安全基準に代表される現規程の再チェックや、作業マニュアル等の作成を行い、その提案を受けた総務部が、現規程の改正及び必要な新規規程の作成・整備等、全社的な対応を行う。

(2) 新たなリスクが生じた場合及び重要な事項については直ちに常務会及び取締役会に報告し、必要な場合は対応責任者となる取締役を定める。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 廃棄物受入事業や土地分譲事業に係る事業計画、経営戦略及び設備投資等の重要な個別執行事項については、経営会議及び常務会等の審議を経て、取締役会において執行決定を行う。取締役会での決定に基づく業務執行は、代表取締役をはじめとする各取締役及び各部長等が遂行する。

(2) 業務分掌規程において各部門の業務内容、責任を明記し、各部門を統括管理する取締役からの指揮命令系統を明確化する。

### 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 使用人は、法令及び規程を遵守し、適正に業務を行う義務を負う。当義務を履行しない使用人については、就業規則に基づき懲戒処分する。

(2) 各部長は、自部門において法令及び規程の遵守・徹底を図り、業務上の法令違反行為を未然に防止することなど、自律的にマネジメントを行うことに努めるとともに、法令違反のおそれがある場合には、すみやかに総務部に報告する。報告を受けた総務部は、担当取締役の指示に基づき、状況の改善や違反防止策を制定する等必要な措置を講ずる。

(3) 重要な事項については、直ちに常務会及び取締役会に報告する。

### 6. 当会社及びその企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、子会社等から定期的または必要に応じて営業状況及び財務状況等について報告を受ける。

- (2) 当社は、子会社等の経営に重大な影響を与えるリスクが発生する恐れがある場合には、子会社等と連携し迅速かつ適切に対応する。
  - (3) 子会社等の事業運営に関する重要な事項については、当社の承認を必要とするほか、特に重要な事項については当社取締役会に付議する。
  - (4) 子会社等の取締役等の執行機関にも当社の内部通報規程を準用し、法令違反等の不正行為の早期発見と是正を図る。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (1) 監査役職務を補助する使用人については必要に応じて取締役と監査役との協議のうえ選任し、当該使用人は、合理的な範囲で監査役を補助するものとする。
  - (2) 監査役求めによる当該使用人の職務執行等については、取締役の指揮命令を受けないものとする。
  - (3) 当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分については、取締役と監査役との協議のうえ実施するものとする。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
- (1) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときには、直ちに監査役に報告する。この際、これらの報告をした者に対し、内部通報に関する規程等に基づき、報告したことを理由とする不利な取扱いを行わない。
  - (2) 常勤監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか常務会などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることとする。
  - (3) 監査役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、意見及び情報の交換を行うなど連携を図る。
  - (4) 監査役職務執行上必要と認められる費用については、会社が負担する。
9. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- 当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、その基本方針に基づき具体的な取り組みを行うとともに、内部統制システムの整備及び運用状況について、継続的にモニタリングを実施し、安全衛生委員会、環境管理委員会にその内容を報告し、重要事項については、常務会及び取締役会に報告しております。また、モニタリングの結果判明した問題点につきましては、是正措置を講じ、継続的な改善と運用に努めております。

(本事業報告に記載の数値は、表示単位未満を切捨てて表示しております。)

第 46 期

計 算 書 類

平成29年4月 1日から  
平成30年3月31日まで

ひびき灘開発株式会社  
代表取締役 古賀敬三

# 貸 借 対 照 表

平成30年3月31日

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
流動資産	7,700,185,575	流動負債	341,309,833
現金及び預金	1,635,051,371	買掛金	84,375,059
売掛金	253,180,943	短期借入金	109,558,000
販売用土地	1,979,981,007	未払金	87,298,714
仕掛土地	3,681,894,812	未払消費税等	6,916,700
未収還付法人税等	141,963,407	前受金	12,034,388
繰延税金資産	654,076	賞与引当金	18,256,615
その他	7,459,959	その他	22,870,357
固定資産	5,255,256,586	固定負債	829,331,229
(有形固定資産)	(3,768,769,453)	長期借入金	274,561,000
建築物	148,358,838	退職給付引当金	263,958,568
構築物	1,833,063,045	役員退職慰労引当金	1,870,000
機械及び装置	312,652,674	繰延税金負債	214,882,749
船舶	38,684,986	その他	74,058,912
車両運搬具	1		
工具器具備品	13,003,703	負債合計	1,170,641,062
土地	1,235,876,045	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	187,130,161	科 目	金 額
(無形固定資産)	(21,447,833)		円
ソフトウェア	3,388,534	株主資本	11,784,801,099
その他	18,059,299	資本金	1,365,500,000
(投資その他の資産)	(1,465,039,300)	利益剰余金	10,419,301,099
投資有価証券	508,297,234	その他利益剰余金	10,419,301,099
関係会社出資金	51,000,000	特定災害防止準備金	618,185,808
長期貸付金	126,277,625	別途積立金	4,000,000,000
特定災害防止準備積立金	888,198,000	特別償却準備金	153,359,773
その他	17,544,066	繰越利益剰余金	5,647,755,518
貸倒引当金	△ 126,277,625	純資産合計	11,784,801,099
資産合計	12,955,442,161	負債・純資産合計	12,955,442,161

# 損 益 計 算 書

自 平成29年4月 1日

至 平成30年3月31日

科 目	金 額	金 額
	円	円
売 上 高		
廃棄物処理収入	2,373,008,141	
その他事業収入	266,017,135	2,639,025,276
売 上 原 価		
廃棄物処理原価	1,248,084,985	
その他事業原価	174,699,575	1,422,784,560
売 上 総 利 益		1,216,240,716
販売費及び一般管理費		307,696,045
営 業 利 益		908,544,671
営 業 外 収 益		
受取利息配当金	695,182	
有価証券利息	751,927	
貸倒引当金戻入益	873,910	
雑 収 益	8,415,590	10,736,609
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,285,095	
固定資産除却損	6,644,991	
雑 損 失	2,370,856	13,300,942
経 常 利 益		905,980,338
税引前当期純利益		905,980,338
法人税、住民税及び事業税	3,159,000	
法人税等調整額	168,373,211	171,532,211
当 期 純 利 益		734,448,127

## 株主資本等変動計算書

自 平成29年4月 1日

至 平成30年3月31日

(単位：円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	利益剰余金					株主資本合計	
		その他利益剰余金				利益剰余金合計		
		特定災害防止準備金	別途積立金	特別償却準備金	繰越利益剰余金			
平成29年4月1日残高	1,365,600,000	141,532,295	4,000,000,000	204,332,802	5,338,987,874	9,684,852,972	11,050,352,972	11,050,352,972
事業年度中の変動額								
特定災害防止準備金の積立		497,518,200			△ 497,518,200	—	—	—
特定災害防止準備金の取り崩し		△ 20,864,688			20,864,688	—	—	—
特別償却準備金の取り崩し				△ 50,973,029	50,973,029	—	—	—
当期純利益					734,448,127	734,448,127	734,448,127	734,448,127
事業年度中の変動額合計	—	476,653,512	—	△ 50,973,029	308,767,644	734,448,127	734,448,127	734,448,127
平成30年3月31日残高	1,365,600,000	618,185,808	4,000,000,000	153,359,773	5,647,755,518	10,419,301,099	11,784,801,099	11,784,801,099

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針の概要

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

関係会社出資金

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のないもの

移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産・・・定率法  ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

②無形固定資産・・・定額法  ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### (4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金  債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金  従業員の賞与の支払いに充てるため、支給見込額のうち当期負担相当額を計上しております。

③退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。  
なお、数理計算上の差異は、その発生年度に全額費用処理しております。

④役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

販売用土地	1,646,799,950円
仕掛土地	<u>2,496,899,766円</u>
計	4,143,699,716円

②担保に係る債務

短期借入金	109,558,000円
長期借入金	<u>274,561,000円</u>
計	384,119,000円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

2,453,454,591円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分したものを除く）

短期金銭債務 323,700円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

3,884,400円

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

##### 発行済株式の種類及び数

普通株式	2,731,000 株
------	-------------

#### 5. 税効果会計に関する注記

##### 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

###### 繰延税金資産

棚卸資産評価減	278,132,321 円
減損損失	486,086,813 円
減価償却超過額	354,111,812 円
退職給付引当金	80,243,404 円
その他	<u>89,675,112 円</u>
繰延税金資産小計	1,288,249,462 円
評価性引当額	<u>△1,165,481,214 円</u>
繰延税金資産合計	122,768,248 円
繰延税金負債	
特別償却準備金	△66,984,729 円
特定災害防止準備金	<u>△270,012,192 円</u>
繰延税金負債合計	△336,996,921 円
繰延税金負債の純額	<u>△214,228,673 円</u>

#### 6. リース取引により使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産の他、電子計算機並びにその周辺機器、車両等については、リース契約により使用しております。

#### 7. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産（債券・預金）で運用し、銀行等金融機関からの借入れにより資金を調達しております。

借入金の用途は運転資金及び設備投資資金であります。

##### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：円)

	貸借対照表 計上額 (※1)	時価 (※1)	差額
(1) 現金及び預金	1,635,051,371	1,635,051,371	—
(2) 売掛金	253,180,943	253,180,943	—
(3) 未収還付法人税等	141,963,407	141,963,407	—
(4) 投資有価証券 満期保有目的の債券	508,297,233	512,075,400	3,778,167
(5) 長期貸付金 (※2)	126,277,625 △126,277,625	—	—
(6) 買掛金	(84,375,059)	(84,375,059)	—
(7) 短期借入金	(109,558,000)	(108,593,958)	△964,042
(8) 未払金	(87,298,714)	(87,298,714)	—
(9) 未払消費税等	(6,916,700)	(6,916,700)	—
(10) 前受金	(12,034,388)	(12,034,388)	—
(11) 長期借入金	(274,561,000)	(265,118,852)	△9,442,148

(※1) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(※2) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金及び(3) 未収還付法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 長期貸付金

時価については、財務内容を勘案し、個別に引当金の計上を行っているため、貸倒見積高を控除した金額をもって時価としております。

(6) 買掛金、(8) 未払金、(9) 未払消費税等及び(10) 前受金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 短期借入金及び(11) 長期借入金

借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2)

非上場株式(貸借対照表計上額 1 円)及び関係会社出資金(貸借対照表計上額 51,000,000 円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記時価の注記には含めておりません。

(注3)

特定災害防止準備積立金（貸借対照表計上額 888,198,000 円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記時価の注記には含めておりません。

8. 貸貸等不動産に関する注記

(1) 貸貸等不動産の状況に関する事項

当社では、響灘地区において、貸貸用の倉庫及び遊休土地を有しております。

(2) 貸貸等不動産の時価に関する事項

(単位：円)

貸借対照表計上額	時価
1,204,526,857	2,417,728,461

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

主要株主との取引

(単位：円)

属性	名称	議決権の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
主要株主	北九州市	49.06%	響灘廃棄物処分場及び響灘西地区廃棄物処分場での処分に関する契約書に基づく廃棄物の処分	処分料の納入(注1)	152,020,407	買掛金	24,438,079
			業務受託	一般廃棄物の埋立処分等業務(注1)	113,954,083	売掛金	20,470,711

	新日 鐵住 金株 式會 社	11.79 %	埋立処分に関 する業務受託	産業廃棄 物等の埋 立処分業 務(注3)	711,132,361	売掛金	48,898,600
--	---------------------------	------------	------------------	-------------------------------	-------------	-----	------------

(注1) 経費その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が北九州市に対して希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注3) 新日鐵住金株式会社との産業廃棄物の埋立処分業務に関する価格は、当社との協議により決定しております。その他取引条件は、当社と関係を有しない他社と同様の条件によっております。

#### 10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 4,315円19銭  
(2) 1株当たり当期純利益 268円93銭

#### 11. その他の注記

(1) 流動資産の「仕掛土地」は、埋立完了後販売可能な状態に至るまでの取得原価を処理する勘定であり、公有水面埋立権の取得価額、廃棄物埋立処分終了時の護岸の未償却残高、地盤改良、道路設置、区画割等の造成に要する費用、その他造成に直接要する人件費その他の経費を処理する勘定であります。

(2) 投資その他の資産の「特定災害防止準備積立金」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、当社が埋立処分の終了までの期間にわたって每期一定額積立を求められる金額を処理する勘定であります。当該積立金の使用については、処分場の維持管理費用である旨の事前申請等、上記法律による一定の要件が定められています。

なお、維持管理積立金として積み立てた金額に相当する金額以下の金額を「特定災害防止準備金」として積み立てたときは、その積立金は、所得の金額の計算上、損金の額に算入されます(租税特別措置法第56条)。

# 独立監査人の監査報告書

平成30年5月23日

ひびき灘開発株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
公認会計士  
業務執行社員

室井秀夫

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ひびき灘開発株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

## 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査報告書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決済書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について必要に応じて説明を求め、監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 30 年 5 月 29 日

ひびき灘開発株式会社 監査役会

常勤監査役

寺田 泰史

監査役

西村 浩司

監査役

西村 直喜

(注) 常勤監査役寺田泰史、監査役西村浩司及び西村直喜は、会社法第 2 条第 16 号及び第 335 条第 3 項に定める社外監査役であります。